主 文

本件請求を棄却する。

理 由

本件請求の理由は、別紙のとおりである。

しかしながら、訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行免除の申立については、その 申立期間経過後その申立権回復の請求を認めた規定は存しないから、本件申立は不 適法である。

よつて、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和三六年七月一三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	高	木	常	七
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	下 飯	坂	潤	夫